

投資信託取引に関する電子交付規定

2026 年 8 月 7 日改定

(規定の趣旨)

第 1 条

この規定は、株式会社武蔵野銀行（以下、「当行」といいます。）が第 3 条で規定する書面（以下、「電子書面」といいます。）を、紙媒体による交付に代えて、インターネットを通じて電磁的方法により交付（以下、「電子交付」といいます。）する場合の取扱い等を定めたものです。

(法令等の遵守)

第 2 条

1. 電子交付の利用にあたって、当行およびお客さまは日本国内の法令、諸規則ならびに本規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行は本規定を変更することがあります。その場合、当行は変更日および変更内容について、ホームページへの掲載、その他相当の方法により周知し、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。
2. 本規定に定めのない事項については、「むさしのインターネットバンキング利用規定」「むさしの ID 利用規定」「むさしの Web ポスト利用規定」および「投資信託総合取引約款」「投資信託振替決済口座管理規定」「特定口座約款」により取扱います。なお、「投資信託総合取引約款」「投資信託振替決済口座管理規定」「特定口座約款」における対象書面の通知は、電子交付による方法を含むものと読み替えます。

(書面の種類)

第 3 条

電子書面の種類は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律等に定められている交付書類のうち、次に掲げるものとします。

- ①少額投資非課税口座開設のご案内
- ②取引報告書（投資信託）
- ③取引報告書（金融商品）
- ④収益分配金のご案内
- ⑤収益分配金再投資のご案内
- ⑥収益分配金再投資（金融商品）のご案内
- ⑦特定口座譲渡損益額のお知らせ
- ⑧特定口座内年間取引報告書送付のご案内
- ⑨償還金のご案内
- ⑩取引残高報告書、ご投資状況のお知らせ
- ⑪「指定預金口座」ご確認のお願い
- ⑫お取引店・口座変更のお知らせ
- ⑬特定口座内保管上場株式等払出通知書
- ⑭非課税口座内保管上場株式等払出通知書
- ⑮定期・定額購入契約のご案内

- ⑯運用報告書
- ⑰上場株式配当等の支払通知書
- ⑱NISA に関するお客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ
- ⑲その他法令で電子交付が認められている書面のうち、当行が定めるもの

(電子交付の方法)

第4条

1. お客様が武蔵野銀行アプリまたはむさしのダイレクト、むさしの Web ポストへログイン後、当行が閲覧ファイル（当行が使用する電子計算機に備えられたファイルで、同時に複数のお客様の閲覧に供するために記載事項を記録させるファイル）に記録された記載事項を、インターネットを通じてお客様に閲覧に供する方法で提供するものとします。 ※武蔵野銀行アプリ、むさしの Web ポストでの提供は 2026 年 8 月 24 日に開始いたします。
2. 当行は電子交付について次のとおり取扱うものとします。
 - (1) 電子書面は、PDF 形式のファイルとします。
 - (2) 当行はお客様に対し、電子書面をインターネットを通じて閲覧できる旨の通知を行うものとします。
 - (3) 当行は、以下の場合を除き、電子交付にて電子書面が閲覧可能となった日（電子交付日）より 5 年間、電子書面を閲覧に供するものとします。
 - ア. 当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合。
 - イ. 当行がお客様より他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法等）による交付の承認を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合。
 - ウ. 第 8 条の解約条件のいずれかに該当する場合、および電子書面の正確性を確保する場合等、当行がやむを得ないと判断する場合。

(電子交付の利用)

第5条

1. 次条に定める利用条件を充足されたお客様は、当行所定の方法により本規定を承諾のうえ、電子交付の申込みをされたものとします。
2. 電子交付の申込みは第 3 条の電子書面について包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。
3. 当行は、お客様にあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加あるいは変更することがあります。
4. すでに投資信託受益権振替決済口座を開設いただいているお客様まで、当行所定の条件に該当するお客様については、事前に周知・告知することにより、第 3 条の電子書面について電子交付させていただきます。
5. 電子交付利用開始後、第 8 条 1 項による電子交付を解約することにより、書面交付（郵送交付）に切替えできます。

（電子交付の利用条件）

第6条

お客さまは、以下の条件のもとに、電子交付をご利用いただけるものとします。

1. お客さまが当行において、すでに「投資信託総合取引約款」「投資信託振替決済口座管理規定」に基づく投資信託受益権振替決済口座を開設していただいていること。
2. お客さまが 2026 年 7 月 31 日までにむさしのダイレクトにて電子交付を利用中であること、もしくは当行が別に定める方法で行う「原則、電子交付とさせていただく旨の告知」に対して、書面交付を継続する旨のお申し出をされていないこと、またはむさしの ID のユーザー登録をいただいていること。
3. お客さまがインターネットをご利用いただける環境にあること。また、第4条第2項の電子交付配信のお知らせメールを受信できること。
4. お客さまが使用する電子計算機（パソコン、スマートフォン等）において、PDF 閲覧ソフトが利用可能であること。なお、当該ソフトウェア形式は Adobe Reader の最新バージョンをご用意いただくものとします。
5. お客さまが電子書面を印刷する場合は、お客さまが使用する電子計算機から電子書面を紙媒体に印刷できる環境にあること。
6. 電子交付を利用するために必要な OS 等をお客さまの電子計算機にご用意いただくこと。

（お客さまの承諾事項）

第7条 当行は、次に掲げる事項について、お客さまに承諾をいただきます。

1. 第4条に定める電子交付の方法。
2. 対象書面の作成基準日が電子交付利用期間中である場合に限り、電子書面の電子交付がなされること。
3. 紙媒体により交付された対象書面（電子交付利用開始前に作成基準日が到来し紙媒体で交付することが確定している書面を含む）について、電子書面での再交付は行われないこと。
4. 電子書面により交付された対象書面（作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む）について、電子交付提供期間中および終了後も紙媒体での再交付は行われないこと。
5. 後記第8条により、電子交付が終了する場合、電子書面により交付した対象書面につき、紙媒体でも交付する場合があること。
6. 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があること。
7. 当行はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が定期または不定期に行うメンテナンスのために電子交付を中断する場合があること。ただし、緊急点検等の必要性またはその他の合理的事由がある場合は、お客さまにあらかじめ通知することなく、電子交付の全部または一部を中断する場合があること。

8. 電子交付された対象書面の記載事項と、お客さまご自身で当該対象書面を印刷または電磁媒体に出力した記載事項に不一致がある場合、当行または当行が契約しているデータセンター等に保有している記載事項を優先すること。
9. 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認められた場合には、電子交付の利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があること。

(解約)

第8条 当行は、次のいずれかに該当する場合には、電子交付を解約するものとします。

1. お客さまが当行所定の方法により電子交付の解約（郵送への切替）を申し出られ、当行がこれを確認した場合。
2. お客さまがむさしのIDを退会、およびむさしのダイレクトを解約された場合。
3. お客さまが投資信託受益権振替決済口座を解約した場合。
4. お客さまが第2条に定める法令等に違反した場合。
5. お客さまが第6条に定めるいずれかの要件を欠くに至った場合。
6. お客さまについて相続が発生した場合。
7. 当行の判断により、当行の全てのお客さまに対し、電子交付の提供を終了した場合。
8. 当行が電子交付の利用を停止することが適当であると判断した場合。

(利用手数料)

第9条

電子交付の利用手数料は無料です。ただし、インターネット接続に関する費用等は、お客さまのご負担になります。

(免責事項)

第10条

次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。

1. お客さまが電子交付の利用に際して、虚偽の申告を行ったこと。
2. 第8条に定める電子交付の解約。
3. 第7条第7項のメンテナンスのために、電子交付の全部もしくは一部が中断され、一時的に利用できないこと。
4. 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、電子交付の提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により交付すること。
5. 当行に故意または重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューターシステム等の障害による電子交付の遅延、不働等、または受領した情報の誤謬等。

(合意管轄)

第11条

この規定に関し、お客さまと当行との間で生ずる訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。